

## 令和4年度秋季農作業協定標準賃金について

令和4年度秋季農作業協定標準賃金につきましては、朝倉農林事務所管内の各市町村が協議して標準賃金案を作り、この案に基づいて協議検討の結果、下記のとおり決定しました。

この農作業標準賃金は、皆様が農作業を依頼されたり依頼を受ける場合の目安として、お互いが気持ち良く頼んだり引き受けたりするためのものです。

この趣旨を十分ご理解いただき、この協定が守られますようにご協力をお願いいたします。

令和4年9月

筑前町農業委員会

### 筑前町秋季農作業協定標準賃金表

作業名	労働基準（賃金）		備考
	1日当り（8時間労働）	10アール当り	
コンバイン（稲）		18,600円	運搬・カッターを含む倒伏状態により増
稲刈りから乾燥調整		29,400円	
もみ乾燥		440円	コンバイン1袋当り
耕起（トラクター）		8,400円	
		5,800円	大豆後
一般農作業	7,200円		賄いなし
果樹作業	7,200円		賄いなし
麦機械まき		10,200円	種子・肥料は別
大豆コンバイン収穫		11,200円	
土壌改良剤散布作業		1,600円	改良剤別
乗用防除機		2,100円	農薬別
弾丸暗渠排水		3,500円～6,000円	深さ30cm前後幅2～4m
機械あぜ塗り		65円（1m当り）	条件による
土入れ（麦）		3,600円	